

◎新潟県告示第520号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	7者	佐々木上野840番ほか32筆 5.2ha
関川村	6者	下関1797番1ほか21筆 2.8ha
新発田市	41者	板山一ノ関1945番4ほか1,420筆 124.1ha
阿賀野市	11者	久保山下80番2ほか71筆 6.9ha
胎内市	7者	古舘道下1033番ほか112筆 10.5ha
聖籠町	8者	真野三枚橋833番ほか39筆 4.2ha
新潟市	85者	北区内沼丁795番ほか1,331筆 114.1ha
五泉市	4者	五泉田向44番ほか35筆 3.3ha
三条市	1者	荒沢小沢372番子ほか13筆 1.1ha
田上町	1者	田上与五右エ門通丙1899番ほか5筆 0.6ha
長岡市	2者	黒津町菖蒲原150番1ほか4筆 0.3ha
見附市	4者	片桐町本倉1102番1ほか30筆 9.5ha
魚沼市	3者	七日市新田十二林164番1ほか30筆 3.8ha
南魚沼市	1者	君帰東614番ほか30筆 2.0ha
十日町市	8者	仁田3138番ほか148筆 18.9ha
津南町	2者	下船渡甲7968番ほか7筆 1.1ha
柏崎市	58者	上方5787番ほか890筆 76.4ha
上越市	76者	小泉2432番ほか527筆 93.1ha
妙高市	4者	葎生998番ほか13筆 3.3ha
糸魚川市	3者	東海大明神268番1ほか9筆 1.0ha
佐渡市	20者	秋津新田972番ほか130筆 18.9ha
合計	352者	4,918筆 500.8ha

2 申請年月日

平成30年4月24日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対

する意見書の提出について」によること。